#### 幼児対象氷上スポーツ助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市補助金等交付規則(平成30年3月30日規則第9号)に基づき、幼児を対象とした氷上スポーツ行事の実施に必要となる事業費の全部又は一部に対し、幼児対象氷上スポーツ助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要事項を定めるものとする。

#### (助成対象事業)

- 第2条 助成対象となる事業(以下「助成事業」という。)は市内の幼児を対象とした教育、保育施設(幼稚園、保育園等)及びそれに附属するスポーツクラブが、次の各号に掲げるスケートリンクを使用して実施する氷上スポーツ行事に対し助成する。
  - (1) 苫小牧市ときわスケートセンター
  - (2) 苫小牧市沼ノ端スケートセンター
  - (3) 苫小牧市ハイランドスポーツセンター
  - (4) 苫小牧市白鳥アリーナ
  - (5) 苫小牧市新ときわスケートセンター

#### (助成対象経費)

- 第3条 助成金の交付対象として認められる経費(以下「助成対象経費」という。)は、以下のとおりとする。
  - (1) 報償費 外部講師の謝金等
  - (2) 使用料及び賃借料 スケートリンクの使用料、貸スケート料等
  - (3) その他 その他市長が必要と認める費用

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1団体につき30,00円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

#### (交付申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者は、事業開始の2週間前(土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合はその前日)までに幼児対象氷上スポーツ助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 収支予算書(様式第2号)
  - (2) 実施行事一覧表(様式第3号)
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請は、1団体につき同一年度において1回の申請に限るものとする。

## (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認める ときは、助成金の交付を決定し、速やかに幼児対象氷上スポーツ助成金交付(変更)決定通知書 (様式第4号)により通知する。 (交付申請の取下げ)

- 第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、交付決定 の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から14日以内に、 申請の取下げをすることができる。
- 2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

#### (助成事業の変更等)

- 第8条 助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
  - (1) 助成事業に要する経費の額又は助成事業の内容を変更(次条に規定する軽微な変更を除く。) しようとするとき
  - (2) 助成事業の一部若しくは全部を中止し、又は廃止しようとするとき
- 2 助成事業者は前項第1号に規定するときは、幼児対象氷上スポーツ助成金変更交付申請書(様式第5号)を、同項第2号に規定するときは、幼児対象氷上スポーツ助成事業中止(廃止)申請書(様式6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長が前項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、幼児対象氷上スポーツ助成金交付(変更)決定通知書(様式第4号)又は、幼児対象氷上スポーツ助成事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、申請者にその旨を通知する。

#### (軽微な変更の範囲)

- 第9条 前条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる場合とする。
  - (1) 助成対象経費の10分の2に相当する金額以内の変更の場合
  - (2) 助成金の増額を伴わない事業計画の細部を変更する場合

#### (実績報告)

- 第10条 助成事業者は、事業終了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに幼児対象氷上スポーツ助成金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
  - (1) 収支決算書(様式第9号)
  - (2) 実施行事報告書(様式第10号)
  - (3) 助成事業に係る経費の写し
  - (4) その他市長が必要と認める書類

#### (助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、幼児対象氷上スポーツ助成金確定通知書(様式第11号)により、申請者に対し、確定した助成金の額を通知する。

#### (是正のための措置)

- 第12条 市長は、第10条の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成 金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、 これに適合させるための措置をとるべきことを助成事業者に対して命じることができる。
- 2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(交付の時期)

- 第13条 助成金は、第11条の規定により助成金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付すること(以下「概算払」という。)ができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定により、概算払を受けようとするときは、幼児対象氷上スポーツ助成 金概算払申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長が前項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるとき は、幼児対象氷上スポーツ助成金概算払決定通知書(様式第13号)により、申請者へ通知する。

#### (助成金の精算)

第14条 市長は、前条の規定により概算払を行ったときは、助成金の額の確定後、申請者に対し、 交付した助成金の精算を行わなければならない。

(交付の請求)

- 第15条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、幼児対象氷上スポーツ助成金(概算払)請求書(様式第14号)を、交付決定を受けた年度内に市長に提出しなければならない。
- 2 助成事業者が前項の規定に基づき助成金を請求するにあたり受領者が助成事業者の代表者と異なる場合においては、委任状(様式第15号)を各種請求書に添えて市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

- 第16条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部 又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) この要綱に基づく指示に違反したとき。

#### (助成金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により決定の取消しを行った場合において、既に助成金を交付しているときは、返還命令書(様式第16号)により当該取消しの部分につき、期限を定めて返還を命じるものとする。なお、助成金の額の確定後、既にその額を超える助成金を交付しているときも、同様とする。

(違約加算金及び違約延滞金)

- 第18条 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、当該助成金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき法第19条に規定する割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。
- 2 助成事業者は、助成金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第19条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし又は担保に供してはならない。ただし、助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を超過した場合は、この限りではない。
  - (1) 重要な動産で市長が定めるもの
  - (2) 前号に掲げるものの従物
  - (3) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付の目的を達成するために特に必要があると 認めるもの

(助成金に係る経理)

第20条 助成事業者は、助成事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、 かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しな ければならない。

(暴力団等の排除)

- 第21条 市長は、助成事業者が苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例(平成27年条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4項に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団等」という。)に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。
- 2 市長は、助成事業者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に助成金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 3 市長は、助成金の交付決定を受けたものが暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている助成金の返還を命じるものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年11月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年10月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

# 幼児対象氷上スポーツ助成金交付申請書

苫刀	、牧市長	様			年	J	月	日
				(申請者) 住所 団体名 代表者 (申請担当者 (連絡先	)			
	幼児対象氷上スポーツ助成金について助成金の交付を受けたいので、幼児対象氷上スポーツ助成 全交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。							
			記					
1	交付申請額			円				
2	使用施設							
3	行事回数(予定			田				
4	添付書類	(2)	実施行事一	(様式第2号) 覧表(様式第3号) が必要と認める書類				
5	その他							

# 収支予算書

# 1 収入

科目	金額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

# 2 支出

	科 目	金額	備考
		円	
対		円	
象 経		円	
費		円	
	小 計	円	
		円	
対象		円	
外		円	
経費		円	
	小 計	円	
	合 計	円	

# 実施行事一覧表

No.	日付	行事名	行事内容	会場	参加	人数
1101	, . , ,	14 A H	14 4 1 4.H		子ども	大人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
1 0						

#### 幼児対象氷上スポーツ助成金交付(変更)決定通知書

 苫小牧市指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

苫小牧市長

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付(変更)申請につきましては、下記のとおり 交付することに決定したので、通知します。

記

1 (変更後の) 助成金交付決定額

円

- 2 助成金の交付条件
  - (1) 苫小牧市補助金等交付規則(平成30年4月1日規則第9号)に従わなければならない。
  - (2) 助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。ただし、幼児対象氷上スポーツ助成金交付要綱で定める軽微な変更についてはこの限りでない。
  - (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
  - (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 幼児対象氷上スポーツ助成金交付要綱で定める条件に従わなければならない。

5 変更箇所がわかる資料 別紙のとおり

# 幼児対象氷上スポーツ助成金変更交付申請書

苫小	牧市長 様		年	月 日
変見	年 月 日付け苫小牧市指令 Eを受けたいので、下記のとおり	(申請者) 住所 団体名 代表者 (申請担当 (連絡先 第 号により交付決定を受けた 申請します。	)	助成金の
		記		
1	変更の内容			
2	変更の理由			
3	変更後の助成金交付申請額	円		
4	変更後の収支予算書	別紙のとおり		

## 様式第6号(第8条関係)

## 幼児対象氷上スポーツ助成事業中止(廃止)申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

(申請者) 住所 団体名 代表者 (申請担当者 ) (連絡先 )

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号で助成金の交付を決定された幼児対象氷上スポーツ助成金について、助成事業を中止(廃止)したいので下記のとおり申請します。

記

1 中止 (廃止) の理由

## 様式第7号(第8条関係)

## 幼児対象氷上スポーツ助成事業中止(廃止)承認通知書

苫小牧市指令第号年月日

様

苫小牧市長

年 月 日付けで申請のあった助成事業の中止(廃止)については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認内容 申請理由のとおり

	<b>刘兄</b> x	可象水.	上スホーツ助成	金夫領報告書			
					年	月	日
苫/	N牧市長 様						
				(申請者) 住所 団体名 代表者 (申請担当者 (連絡先	)		
	年 月 日付け苫小宅 力成金について、幼児対象氷上ス 系書類を添えて報告します。						
			記				
1	交付申請額			円			
2	使用施設						
3	行事回数			回			
4	添付書類	(1) (2) (3) (4)	助成事業に係	書(様式第10号)			

5 その他

# 収支決算書

# 1 収入

科目	予算額 【A】	決算額 【B】	差引 【B-A】	備考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
合 計	円	円	円	

# 2 支出

	科 目	予算額 【A】	決算額 【B】	差引 【B-A】	備  考
		円	円	円	
対		円	円	円	
象 経		円	円	円	
費		円	円	円	
	小 計	円	円	円	
		円	円	円	
対象		円	円	円	
外		円	円	円	
経費		円	円	円	
	小 計	円	円	円	
	合 計	円	円	円	

# 実施行事報告書

No.	日付	行事名	行事内容	行事内容 会場 参加		人数
1 10.	H 1.1	11 五七	11 4, 1,41,	<i>470</i> 0	子ども	大人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
1 0						

## 様式第11号(第11条関係)

## 幼児対象氷上スポーツ助成金確定通知書

苫小牧市指令	第	툿
年	月	E

様

苫小牧市長

年 月 日付けで実績報告のあった助成事業については、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

 1
 助成金交付決定額
 円

 2
 精算額
 円

 3
 助成金交付確定額
 円

# 幼児対象氷上スポーツ助成金概算払申請書

苫小牧市長	様		年	月	日
		(申請者) 住所 団体名 代表者 (申請担当 <sup>2</sup> (連絡先	者		)

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号で助成金の交付を決定された幼児対象氷上スポーツ助成金について、概算払を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 助成金交付決定額 円

2 既に概算払を受けた額 円

3 今回概算払申請額 円

4 概算払を受けたい時期

5 申請の理由

## 様式第13号(第13条関係)

## 幼児対象氷上スポーツ助成金概算払決定通知書

 苫小牧市指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

苫小牧市長

年 月 日付けで申請のあった助成金の概算払申請につきましては、下記のとおり概算払 をすることに決定したので、通知します。

記

- 1 概算払をする時期
- 2 概算払をする金額

円

年 月 日

苫小牧市長 様

申請者 住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名) 印 ※下線部項目すべてに記載がある場合は押印省略可

## 幼児対象氷上スポーツ助成金 (概算払) 請求書

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号で助成金の交付を決定された幼児対象氷上スポーツ助成金について、下記により金 円を(概算払により)請求します。

記

## 1 請求の内容

事業費	助成金の額	既受領額	今回請求額	残額	備考
円	円	円	円	円	

振込銀行	支店名	預金区分	口座番号	フリガナ 口座名義人

## 発行責任者及び担当者

•	発行責任者	(連絡先	)
•	担当者	(連絡先	)

## 様式第15号(第15条関係)

氏名

苫小牧市長 様

(申請者)住所団体名代表者(申請担当者 )(連絡先 )

印

## 委任状

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号により助成金の交付決定を受けた幼児対象氷上スポーツ 助成金に係る受領行為について、次の者を代理人と定め、一切の権限を委任します。

 受任者
 住所

 氏名
 印

 委任者
 住所

 苫小牧市
 第
 号

 年
 月
 日

様

苫小牧市長

## 返還命令書

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号で額を確定した助成金については、苫小牧市補助金等交付規則(平成30年3月30日規則第9号)第19条の規定により、下記のとおり返還を命じる。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還を命じる理由
- 4 返還方法